

【新設】(恒久的施設の他の者への譲渡)

20-5-32の2 令第190条第1項《恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益》に規定する恒久的施設の他の者への譲渡により恒久的施設を有しないこととなった場合には、法第142条の8第1項《恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用がないのであるが、この場合の「恒久的施設の他の者への譲渡」には、例えば、次に掲げる譲渡又は移転が含まれることに留意する。

- (1) 他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の譲渡
- (2) 恒久的施設を有する外国法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分社型分割又は適格現物出資による他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の移転

【解説】

1 恒久的施設を有する外国法人が、恒久的施設を有しないこととなった場合には、恒久的施設を有しないこととなった日の属する事業年度終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（法人税法第61条の3第1項第1号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的有価証券及び法人税法施行令第119条の14《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する償還有価証券を除く。）の時価評価損益の額を、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入することとされている。

ただし、外国法人が、以下の事由により恒久的施設を有しないこととなった場合には、時価評価の対象から除くこととされている（法142の8、令190①）。

① 恒久的施設の他の者への譲渡

② 恒久的施設を有する外国法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は適格分社型分割

2 本通達では、この「恒久的施設の他の者への譲渡」の例を二つ掲げている。

一つ目として、他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の譲渡を掲げている。

3 二つ目として、恒久的施設を有する外国法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分社型分割又は適格現物出資による他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の移転を掲げている。これには、恒久的施設として日本支店を持つ外国法人が、適格分社型分割又は適格現物出資によりその支店の事業の全部を分割又は出資して法人化する場合が該当することとなる。